

鳥取市内で引越しをされた方へ

▼下記の項目に該当される方は、担当窓口で手続きをしてください。その際に本人確認書類（例：運転免許証など）、マイナンバーカードが必要な場合があります。

▼ご本人様以外の方が手続きされる場合、委任状が必要になることがあります。

項目	手続きに必要なもの、内容等	課／窓口
住所異動	①マイナンバーカード（委任状があれば、同一世帯員の分も代理で手続き可能です） ※暗証番号の入力があります。	市民総合窓口 1階6番窓口
国民健康保険に加入中の方	保険証 ※新しい住所の保険証をお渡しします。	国保と年金 1階9番窓口
特別医療受給資格者証をお持ちの方 [小児・障がい者・特定疾病 ・ひとり親]	住所変更届の手続き及び受給者証の返却が必要です。新しい受給者証を交付いたします。 ①保険証 ②受給者証	福祉総合窓口 1階13番窓口
児童手当を受けている方	住所変更届の手続きが必要です。受給者またはお子様のみ異動される場合も手続きが必要です。	
児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書を持って住所変更等の手続きが必要です。また、婚姻や離婚の届出で手続きが必要な場合がありますので、印鑑と児童扶養手当証書を持ってご相談ください。 ※新たに同居される親族の方がいる場合、扶養義務者のマイナンバーカードまたは通知カード及び本人確認できるものが必要になります。 ※令和6年4月以降:こども未来課[駅南庁舎1F] Tel0857-30-8239	
保育園・認定子ども園・地域型保育事業所・公立幼稚園に入所されている方	保育園等で住所変更の手続きをしていない方は手続きが必要です。 ※令和6年4月以降:幼児保育課[駅南庁舎1F] Tel0857-30-8457	
後期高齢者医療に加入中の方	後日、新住所地に保険証が送付されます。住所地以外の場所へ送付を希望されている方はご相談ください。	
介護保険被保険者証をお持ちの方	後日、新住所地に保険証が送付されます。	
障がい者手帳（身体・知的・精神）・自立支援医療受給者証をお持ちの方	住所変更届の手続きが必要です。障がい者手帳（身体・知的・精神）を持ってご相談ください。	
特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当等の手当を受給されている方	印鑑と証書（特別児童扶養手当受給者のみ）を持ってお越しください。ただし、既受給者の市内から市内への転居の場合は、印鑑不要	

裏面に続きます>>>

項目	手続に必要なもの、内容等	課／窓口
<p>住所地以外の市立小・中・義務教育学校へ引き続き就学を希望される方</p>	<p>事前に在学校の校長と面談を済ませてください。 その後、教育委員会で就学相談・申請手続きを行ってください。 ①印鑑</p>	<p>学校教育課 5階57番窓口</p>
<p>水道の契約をしている方</p>	<p>水道の使用変更の届出が必要です。（※電話連絡可） 鳥取、国府、福部：水道局料金課 TEL 0857-53-7922 河原、用瀬、佐治：南地域水道事務所 TEL 0858-76-3118 気高、鹿野、青谷：西地域水道事務所 TEL 0857-85-2526</p>	

鳥取市役所 1階 市民課